

公共工事の品質確保の促進に関する施策を
総合的に推進するための基本的な方針
改正骨子案

品確法基本方針とは：品確法^(※1)に基づき、政府が作成(H17閣議決定、R元最終変更)

○公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本の方針を規定

○国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

(※1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子案

1. 品確法改正への対応

注)「〇〇法第〇条関係」の記載は改正後の関連条項番号

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞(品確法第7条、第8条関係)

・技能労働者の処遇改善(能力に応じた処遇確保等)

・円滑な価格転嫁に向けた環境整備(スライド条項の適切な運用等)

＜働き方改革・環境整備＞(品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係)

・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)

・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化

・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備

・国による休日・労務費等の実態把握・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持(第7条、第8条、第21条関係)

・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等

・災害対応力強化(保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等)

○生産性向上(第3条、第7条、第28条、第29条関係)

・ICT活用推進(データ引継、CCUS活用等)・技術開発の推進

・発注関係事務におけるICT活用・新技術活用(VFM※・脱炭素化等)

○公共工事等の発注体制強化(品確法第7条、第22条、第23条関係)

※Value For Money:金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援

・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

(建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係)

・円滑な価格転嫁に向けた環境整備【再掲】(誠実な契約変更協議の実施等)

・技能労働者の処遇改善【再掲】・ICT活用推進【再掲】(現場管理の効率化等)

・発注関係事務におけるICT活用【再掲】(ICT活用による施工体制確認等)

3. 昨今の課題への対応

・時間外労働規制に対応可能な工期設定(※2)

・工期設定における猛暑日の考慮(※2)

・多様な人材の確保に向けた環境整備【再掲】(快適トイレ等)

(※2)令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項